



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

発行：はっとり社会保険労務士事務所

〒635-0058 大和高田市西坊城 162-1

TEL(0745)52-2707 FAX(0745)61-4284

Email:h-chan@leto.eonet.ne.jp



**決定済み  
適用待ちの改正**

## 令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会（協会けんぽ）は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分）から適用される保険料率の見直しを行います。令和6年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。（近隣地域を抜粋）

.....令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率.....

### 1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕 \_\_\_\_\_は変更あり

東京都	9.98%	愛知県	10.02%	三重県	9.94%
滋賀県	9.89%	京都府	10.13%	大阪府	10.34%
兵庫県	10.18%	奈良県	10.22%	和歌山県	10.00%



### 2 介護保険料率〔全国一律/40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

全国一律	1.60% (1.82%から変更)
------	-------------------

④健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★神奈川県を除く46都道府県の都道府県単位保険料率と全国一律の介護保険料率が変更されますので、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となります。

〈補足〉厚生年金保険の保険料率（18.3%）については、法律で固定されているため改定はありません。また、子ども子育て拠出金率（0.36%）についても、令和6年度における改定は予定されていません。

**決定済み  
施行待ちの改正**

## 労災保険率を改定 令和6年4月から

令和6年4月1日から、労災保険率、第2種特別加入保険料率、労務費率が改定されることになりました。そのポイントは、次のとおりです。

.....令和6年4月からの労災保険率などの改定のポイント.....

□ 労災保険率を、業種平均で1,000分の0.1引き下げ（平均「1000分の4.5」→「1,000分の4.4%」）  
.....全54業種（船舶所有者の事業を含む）中、17業種で引き下げ、3業種で引き上げとなる。

□ 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定  
.....全25区分中、5区分で引き下げとなる（引き上げとなる区分はなし）。

□ 請負による建設の事業に係る労務費率を改定  
〈労災保険率の改定について〉

○改定された業種の例

- ・水力発電施設、ずい道等新設事業：1,000分の62→改定↘→1,000分の34
- ・食料品製造業：1,000分の6→改定↘→1,000分の5.5
- ・ビルメンテナンス業：1,000分の5.5→改定↗→1,000分の6

○改定されなかった業種の例（各率を据え置き）

- ・金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業：1,000分の88（最も高い労災保険率）
- ・卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業：1,000分の3
- ・金融業、保険業又は不動産業：1,000分の2.5（最も低い労災保険率の一つ〔他に3業種〕）
- ・その他の各種事業：1,000分の3

④これらは、メリット制の適用がない場合の労災保険率です。

★労働保険料の申告・納付（継続事業においては年度更新）に備えて、貴社の業種に適用される労災保険率の改定の有無などを確認しておく必要があります。

〈補足〉雇用保険率（例：一般の事業では1,000分の15.5）及び一般拠出金率（一律1,000分の0.02）については、令和6年度における改定は予定されていません。

次ページへ続く



改正予定

## 在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定 令和6年4月から

厚生労働省から、令和6年度の年金額改定についてお知らせがありました。令和6年度の年金額は、法律の規定に基づき、2.7%の引き上げになります。また、在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」についても、名目賃金の変動に応じて改定が行われます。

### ……………在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」の改定(令和6年4月～)……………

厚生年金保険における在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準となる額(支給停止調整額)が、「48万円」から「50万円」に改定されます。

～令和6年 3月	①賃金(賞与込み月収) + ②年金の月額が、 ・「48万円」を超えないとき → 年金の支給停止なし ・「48万円」を超えると → 年金を支給停止(超える額の2分の1を支給停止)	
令和6年 4月～	①賃金(賞与込み月収) + ②年金の月額が、 ・「50万円」を超えないとき → 年金の支給停止なし ・「50万円」を超えると → 年金を支給停止(超える額の2分の1を支給停止)	

〈補足〉上記の支給停止の仕組みは、令和4年4月施行の改正で、60歳台前半の在職老齢年金と60歳台後半・70歳以上の在職老齢年金に共通のものとなっています。

決定済み  
施行待ちの改正

## 令和6年10月からの短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大①

令和6年10月から、常時50人を超え100人以下の規模の事業所も「特定適用事業所」とされるため、当該事業所では、これまで健康保険・厚生年金保険の被保険者でなかった短時間労働者のうち、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上などの要件を満たす者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。この企業規模要件は、どのように判定するのでしょうか？

### ……………令和6年10月からの更なる適用拡大の具体的内容①／企業規模要件の判定……………

●51人以上(50人超え)とは、「使用する被保険者の総数が常時50人を超える」ということです。具体的には、次のいずれかの考え方で判定します。

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時50人を超えるか否かによって判定します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時50人を超えるか否かによって判定します。

〈補足〉このように、特定適用事業所に該当するか判断する際の被保険者とは、適用事業所に使用される「厚生年金保険」の被保険者の総数になります。

#### 注意点

- ・今回の適用拡大の対象となる短時間労働者は、被保険者の総数に含めません。
- ・「厚生年金保険」の被保険者が対象ですから、70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は対象外です。

●では、「常時50人を超える」とは、どのような状態を指すのでしょうか。

具体的には次のとおりです。

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、12か月のうち6か月以上50人を超えることが見込まれる場合を指します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、12か月のうち6か月以上50人を超えることが見込まれる場合を指します。

お仕事  
カレンダー  
3月



3/11

● 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

3/15

● 2023年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限

4/1

● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)

● 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

● 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告